

命 令 書

再審査申立人 ひばり幼稚園

再審査被申立人 京都私学教職員組合連合舞鶴幼稚園支部

同 X 1

同 X 2

主 文

初審命令主文第2項「記」中の「及びA 1 に対し組合からの脱退を強要したこと」を削り、その余の本件再審査申立てを棄却する。

理 由

第1 当委員会の認定した事実

当委員会の認定した事実は、本件初審命令理由第1 認定した事実のうち、その一部を次のように改める以外は当該認定した事実と同一であるので、これを引用する。

1 の(4)中の「X 2 (旧姓X 2、以下X 2 という)」を「X 2 (旧姓X 2、以下X 2 という)」に改め、また、以下「X 2」とあるのを「X 2」と改める。

第2 当委員会の判断

園は、初審命令がX 1 及びX 2 に対する昭和54年3月20日付け解雇並びに園のA 1 に対する行為が組合からの脱退を強要したものと認め、これらを不当労働行為にあたりと判断したことを不服として再審査を申し立てているが、X 1 及びX 2 の解雇に関する主張は、要するに初審における園の主張と同一である。

当委員会の判断は、初審命令の理由第2 の1 乃至4 につき「X 2」とあるのを「X 2」と改め、X 1 及びX 2 の解雇に関する部分の一部を次のように改める以外は、その判断と同一であるので、これを引用する。

2 の「X 2 につき問題とすべき行為としてとりあげられた諸点の当否について」の中、「㊦前記認定4(5)①のとおり、X 2 は51年2、3月頃裸保育を実施したのであるが、その直後の同年4月に園は裸保育を正式に採用しているのであるから、特段問題とすべき行為とは考えられない。」を「㊦前記認定4(5)①のとおり、X 2 が園の指示なく51年2、3月頃裸保育を実施したことは妥当とはいえないが、その直後の同年4月に園は裸保育を正式に採用しており、また、当時、園はX 2 に対して何ら注意していないことからみて、園がそのことを問題とすべき行為と考えていたものとは認められない。」に改める。

次に、園は、組合がA 1 に対する組合からの脱退強要について救済を求めているのに、初審命令がこれを不当労働行為として救済したことは、初審申立人が請求している範囲を超え救済していると主張する。

この点について、初審記録を精査したところ、組合は、園のA 1 に対する組合からの脱退強要について、救済を申し立てているものとは認めることができない。

したがって、A 1 に対する組合からの脱退強要について、初審命令がこれを救済したことは失当であり、この点についての再審査申立てには理由がある。

以上のとおりであるので、初審命令を主文のとおり変更することを相当と認めるほか、本件再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

昭和57年12月15日

中央労働委員会
会長 平 田 富太郎